

令和7年(2025年)7月3日

手当金をスムーズに受け取るために

高病原性鳥インフルエンザは2024年シーズン51事例、豚熱は2018年9月の発生以降、96事例の発生がありました。家畜伝染病予防法に基づく手当金は、発生農場の畜産経営を支援するための支援金として交付するものです。

万が一家畜伝染病が発生した際、手当金の交付申請には家畜や物品(卵、飼料、薬品等)を評価するための資料が必要です。日頃から伝票情報等を適切に整理・保管してください。

《家畜を評価するための資料の一例》



① 導入費用が分かるもの

導入日齢、導入日、品種、導入頭羽数、日齢、性別、価格が記載された伝票等

② 生産費用が分かるもの

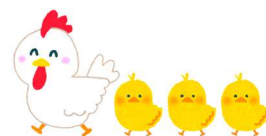
- ・当該家畜の生産に係る伝票(直近1年分)
- ・飼養期間が短期間に限定されている場合は、生産に直接関係する伝票
- ・生産物の製品化に要する費用は、生産費用として計上しません

③ 出荷費用が分かるもの

- ・種類毎の伝票(直近1年分)
- ・通常の平均出荷日齢の確認が必要
- ・廃用時に販売価格がない場合も、平均廃用日齢を算出するために廃用日齢の資料が必要となります



《物品を評価するための資料の一例》



① 販売価格が分かるもの

- ・卵等の通常の販売価格・重量等が分かる資料
- ・焼却・埋却した飼料等の伝票



※ 上記の資料は、全て『消費税額』が分かる書類が必要です。

飼養衛生管理基準を遵守し、病原体の侵入を防ぎましょう！
異状を見つけた場合は、直ちに家畜保健衛生所へ通報してください。